

国住指第3406号
平成20年11月28日

登 録 書

財団法人 建築技術教育普及センター 殿

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の22並びに第22条の3及び第26条の5第1項の規定による登録講習機関として下記のとおり登録する。

国土交通大臣 金子一義



記

- 1 名称
財団法人 建築技術教育普及センター
- 2 住所
東京都中央区京橋2丁目14番1号
- 3 登録の区分
構造設計一級建築士講習、設備設計一級建築士講習、一級建築士定期講習、
二級建築士定期講習、木造建築士定期講習、管理建築士講習
- 4 役員の氏名
理事 片山正夫、柴田明德、中原信生、新村保子、藤原まり子、松井千秋、宮
本忠長、渡邊定夫、鈴木謙之、山本棟子、野村哲也、立成良三、高梨晃
一、藤谷義信、古矢恒夫、高津充良、三栖邦博、仙田満、牧村功、錦織
亮雄、志田隆秀、斎藤公男、浅野宏、杉山義孝、椋周二
- 5 登録年月日
平成20年11月28日
- 6 登録番号
構造設計一級建築士講習 第一号
設備設計一級建築士講習 第一号
一級建築士定期講習 第一号
二級建築士定期講習 第一号
木造建築士定期講習 第一号
管理建築士講習 第一号